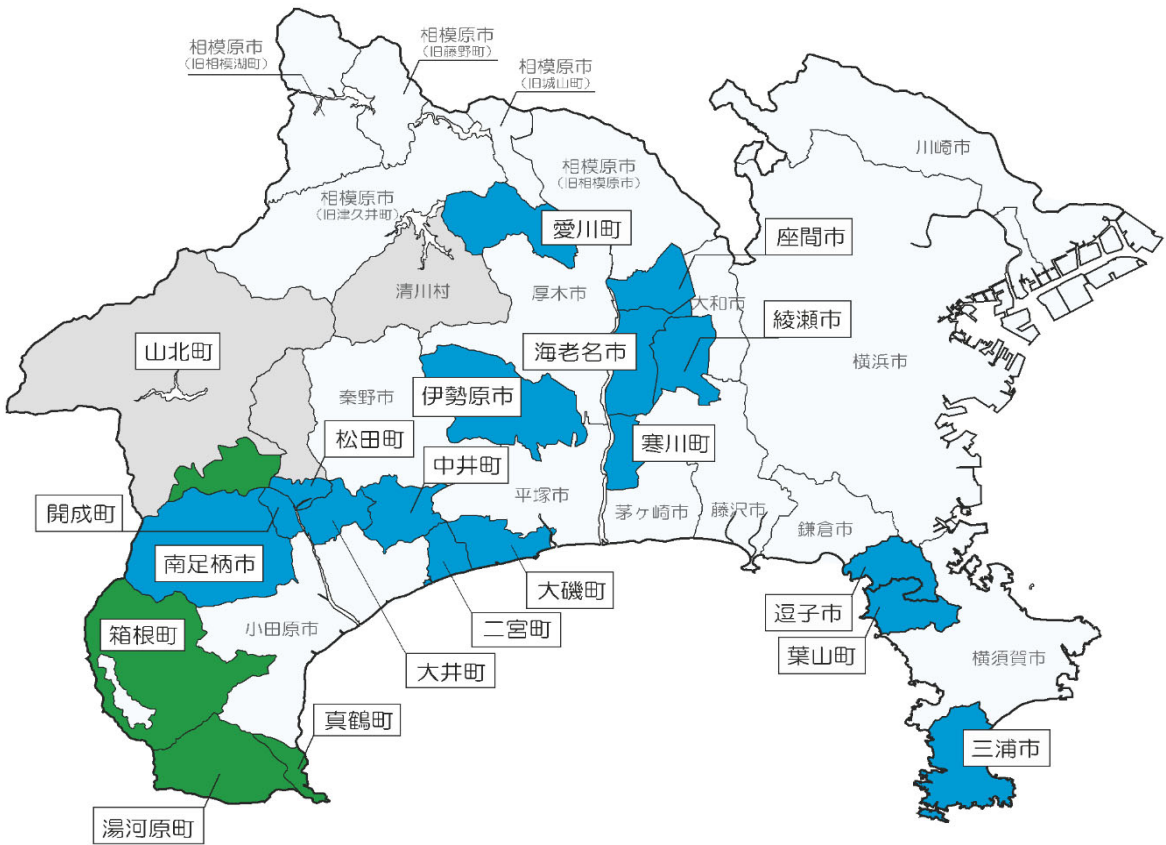


用途地域の指定のない区域における新たな建築形態制限 指定の概要

※指定対象区域：市街化調整区域および非線引き都市計画区域内の用途地域の指定のない区域



【指定対象区域別分類】

- 対象地域が市街化調整区域である地域
- 対象地域が非線引き都市計画区域内の用途地域の指定のない区域である地域
- 都市計画区域外（県条例により建築形態制限が指定されています）

◆特定行政庁である

横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市においては、それぞれの市が指定することになっておりますので、各市へお問い合わせ下さい。

（∠：斜線勾配）

市町名	設定区域	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	道路斜線	隣地斜線
横須賀土木事務所管内					
逗子市	小坪・新宿地区	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50		
三浦市	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
葉山町	三ヶ岡山・長柄・長柄上山・下山口・海岸地区	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	上山木古庭・堀内・三ヶ岡山地区	100	40		
	上記を除く区域	100	50		
平塚土木事務所管内					
伊勢原市	大山地区（都市計画法第34条第2号適用地区）	200	60	∠1.5	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50	∠1.25	
寒川町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
大磯町	高麗山周辺・鷹取山・河川・海岸地区	80	40	∠1.25	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50		
二宮町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
厚木土木事務所管内					
愛川町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
厚木土木事務所東部センター管内					
海老名市	河原口相沢地区地区計画区域	200	60	∠1.25	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50		
綾瀬市	吉岡西部世帯地区地区計画区域	200	60	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
座間市	キャンプ座間返置跡地世帯地区地区計画区域	200	60	∠1.25	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50		
県西土木事務所管内					
南足柄市	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
中井町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
大井町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
松田町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
山北町	安洞・滝入・丸砂尾先・日向高瀬・平山・原・平山・向山地区	200	60	∠1.25	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50		
開成町	南部地区地区計画区域	200	60	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
箱根町	自然公園特別世帯（湖尻地区を除く）	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	湖尻地区	100	50		
真鶴町	自然公園特別世帯	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	長坂住宅周辺・ひなする幼稚園周辺地区	200	60		
	亀ヶ崎地区	400	70	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
湯河原町	自然公園特別地区	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	鍛冶屋・吉浜・川堀・福浦・宮下・宮上1、2・奥湯河原地	200	60		
	宮上3地区	400	70	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25

平成28年11月1日現在